令和2年10月6日

世羅町長 奥田 正和

- 1 審査の場を設けた区域の範囲 堀越・京丸下郷地区(世羅町)
- 2 審査の結果を取りまとめた年月日令和2年10月6日(当初作成年月:平成25年2月)
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)の状況
 - ○経営体数

 法人
 1経営体

 個人
 1経営体

○農地の集積面積

26. 2ha (区域内の農地面積 36. 7ha、集積率 71%)

4 地域農業の将来のあり方

本地域は、脆弱な生産基盤と農業者の高齢化によって地域農業が衰退していくという危機感から、地域農業の担い手として「農事組合法人ほりこし」、「農事組合法人京丸ファームセラ」が設立された。今後は、「農事組合法人ほりこし」に農地を集積し、水稲栽培を中心に規模拡大を行い、低コストの農業を行う。また、水稲については特別栽培米などの取り組みを行い、付加価値の高い商品を販売し、地域農業の活力の向上を図る。

また、地域内に農地があって地域外に在住する農業者とも機械作業の共同化等連携を図りながら、新しく設立された「株式会社グリーンファームせら」とも連携を図っていく。

また、認定農業者においては、栽培作業の効率化による低コスト化を進めていく。農産物の高品質化と所得のあがる農産物の生産にさらに取り組むとともに、付加価値が増す取り組みにおいて、地域農業の活性化を図る。また、地域内の農業者と連携等を行っていく。

- 5 農地中間管理機構の活用方針
 - ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
 - ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
 - ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地 中間管理機構に貸し付ける。

令和2年10月6日

世羅町長 奥田 正和

- 1 審査の場を設けた区域の範囲 乙丸・百貫山団地地区(世羅町)
- 2 審査の結果を取りまとめた年月日 令和2年10月6日(当初作成年月:平成25年3月)
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)の状況
 - ○経営体数

法人

3経営体

- ○農地の集積面積
 - 30.9ha (区域内の農地面積 32.2ha、集積率 95%)
- 4 地域農業の将来のあり方

本団地における今後のあり方については、経営規模の拡大は一つの団地であるため困難であるが、個々の入植法人・個人が取組みを実施する。

高付加価値化については質の高い安心安全な農産物の生産、低コスト化の推進を含め、 魅力ある"ものづくり"を永続的な課題とした取り組みを進める。今後も消費者のニーズ の把握とそれに対応した高い栽培技術を利用した高付加価値化を行うなど、競争力の強化 を目指した取り組みを進める。

- 5 農地中間管理機構の活用方針
 - ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
 - ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

令和2年10月6日

世羅町長 奥田 正和

- 1 審査の場を設けた区域の範囲 重永後地区(世羅町)
- 2 審査の結果を取りまとめた年月日 令和2年10月6日(当初作成年月:平成26年1月)
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)の状況
 - ○経営体数

法人2経営体個人1経営体

- ○農地の集積面積
 - 33.8ha (区域内の農地面積 77.2ha、集積率 43%)
- 4 地域農業の将来のあり方

(農) せら冨士屋は水稲を中心とした経営を行っており、今後は、農地集積を促進し、 作付の団地化を図り、低コスト農業を行う。

認定農業者は野菜専作で営農を開始し、集落法人や地域の方々との連携にて集落を守るとともに、農地を集積することによる効率的な作付計画をたて、省力化・低コスト化の生産を推進する。

(株) 恵は「株式会社グリーンファームせら」と連携を図っていく。

- 5 農地中間管理機構の活用方針
 - ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
 - ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
 - ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地 中間管理機構に貸し付ける。

令和2年10月6日

世羅町長 奥田 正和

- 1 審査の場を設けた区域の範囲 青水地区(世羅町)
- 2 審査の結果を取りまとめた年月日 令和2年10月6日(当初作成年月:平成26年3月)
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)の状況
 - ○経営体数

個人

3経営体

○農地の集積面積

36.8ha (区域内の農地面積 90.3ha、集積率 40%)

4 地域農業の将来のあり方

地域の中心となる経営体に農地を集約し農作業の効率化を図る。また、農業者間の連携を図り、転作田の有効活用と農地の保全、田園の美化に努める。

転作作物の集約化を図り、水稲同様効率化を図るとともに、耕畜連携により農地の有効活用を図る。

- 5 農地中間管理機構の活用方針
 - ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
 - ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

令和2年10月6日

世羅町長 奥田 正和

- 1 審査の場を設けた区域の範囲 鳴戸地区(世羅町)
- 2 審査の結果を取りまとめた年月日 令和2年10月6日(当初作成年月:平成28年2月)
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)の状況
 - ○経営体数

 法人
 1経営体

 個人
 1経営体

- ○農地の集積面積
 - 3.1ha (区域内の農地面積 12.0ha、集積率 25%)
- 4 地域農業の将来のあり方

中心となる経営体は、水稲を主体として、地域生産品目の麦、野菜などと組み合わせた 計画的な複合経営により、年間の労働力の平準化と収益性を高める。また、農地の集積に より低コスト化と効率的な生産体制を構築し、地域全体として農業の有する多面的機能を 持続的に維持・発揮されるように取り組む。

- 5 農地中間管理機構の活用方針
 - ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
 - ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
 - ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地 中間管理機構に貸し付ける。

令和2年10月6日

世羅町長 奥田 正和

- 1 審査の場を設けた区域の範囲 重永前地区(世羅町)
- 2 審査の結果を取りまとめた年月日 令和2年10月6日(当初作成年月:平成25年4月)
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)の状況
 - ○経営体数

法人

4経営体

- ○農地の集積面積
 - 71.3ha (区域内の農地面積 98.7ha、集積率 72%)
- 4 地域農業の将来のあり方

産物の不足で、規模拡大がしたい。(米の注文に対応しきれなくなる)(「安心!広島ブランド」と特殊品種の栽培)

疎植栽培・作業・機械体系の合理化による経費の節減と、色彩選別機の購入・農産物倉庫の設立による、品質の保持及び向上を図り有利販売に努める。

種子大豆を生産し、特産地の育成を図る。(継続することで特産地は生まれる)(暗渠排水・除草が問題)

安定した種子大豆を作るため、狭畦密植栽培を避け手間の掛かる畝立て栽培を続けている。(特別な機械も必要)

農地の集積は、集落(地区外)から預入の相談も出てき始めた。区画整理(圃場整備)の関係もある。

新しく設立された「株式会社グリーンファームせら」と連携を図っていく。

圃場整備後10年以上経過しており暗渠施設の機能低下、機械の落ち込みや用水路の漏水等が発生しており、今後補修が必要となっている為、現在、西大田地区での区画整理及び暗渠排水事業の計画中である。

- 5 農地中間管理機構の活用方針
 - ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
 - ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
 - ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地 中間管理機構に貸し付ける。

令和2年10月6日

世羅町長 奥田 正和

- 1 審査の場を設けた区域の範囲 津口地区(世羅町)
- 2 審査の結果を取りまとめた年月日 令和2年10月6日(当初作成年月:平成27年3月)
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)の状況
 - ○経営体数

 法人
 4経営体

 個人
 6経営体

○農地の集積面積

55.4ha (区域内の農地面積 104.9ha、集積率 52%)

4 地域農業の将来のあり方

中心となる経営体において、水稲栽培中心に規模拡大を行い、低コスト化を目指す。

新規就農者については、野菜専作で営農を行っているが、他の中心となる経営体と連携を図りながら、省力化・低コスト化の生産を推進する。

また、地域の方々との連携にて集落を守るとともに、農地を集積することによる効率的な生産を推進する。

- 5 農地中間管理機構の活用方針
 - ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
 - ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
 - ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地 中間管理機構に貸し付ける。